

## 第 43 期定期総会議事録

|  |
|--|
| 日時：2022 年 6 月 19 日（土）13：30～16：00   |
| 議事進行：丸山、書記：小嶋  |
| 参加：当日参加 52 名、委任状 57 名、計 109 名（会員 137 名）  |
| 来賓挨拶 兵庫県連 副理事長 加納様   |
| <b>第 1 号議案 42 期総括、43 期活動方針</b>   |
| 総括 川井（三）   |
| 各専門部会から 39 期活動実績と 40 期活動方針（詳細は定期総会議案書参照ください）   |
| 山行部 西田、ハイキング部 岡部、組織部 大谷、事務局 源田、教育部 野々脇、<br>機関紙部 逢坂、自然保護部 川井（三）、安全対策部 川口  |
| <b>第 1 号議案への質疑応答 なし</b>  |
| <b>【第 1 号議案】 原案通り可決</b>  |
| <b>第 2 号議案 内規の改正</b>   |
| <b>第 2 号議案への質疑応答</b>   |
| Q（柳）：お試しハイクで会員外にかけの行事賠償保険は、CL が手続きするのか<br>A：会として行事賠償保険を契約し、保険料を払っているため、CL による都度申請は必要<br>ない。CL は、例会計画書にビジター名（年齢、住所）を記録、欠席の場合はお試しハイ<br>ク受付&保険担当者に連絡が必要。  |
| <b>【第 2 号議案】 原案通り可決</b>  |
| <b>第 3 号議案 山行時の自家用車使用に関する規定</b>  |
| <b>第 4 号議案 自動車修理代積立金制度</b>   |
| <b>第 3 号議案及び第 4 号議案への質疑応答</b>  |
| <車両保険に入っていない車に関する質問><br>Q（内村）：車両保険に入っていない車を使用する山行の場合も、積立金 300 円を徴収す<br>る、となっている。車両保険に入っていない車は、（自動車修理代積立金の）恩恵を受<br>けないのに、積立金を徴収するのはおかしいのでは。<br>Q（内村）：車両保険に入っていない車は例会に使えないということか。レンタカーを予<br>定していても、参加者数が集まらなければマイカーを使用するという柔軟な対応ができ<br>なくなるのは好ましくない。<br>Q（大塚）：車両保険に入っていない車を例会で使用する場合は、車の所有者が積立金の<br>恩恵を受けないことを承知した上で、使用したらよいのではないか。<br>Q（祝）：車両保険に入っていないとダメという理由は何か。<br>Q（中村江）：車両保険に入っていない人にも、事故が発生した場合、積立金から支払っ<br>てはどうか。<br>Q（祝）：車両保険に入っていない車が事故を起こした場合、保険で対応できないため、<br>支払う額が大きくなって困るだろう。車両保険に入っていない車については、15 万円を |

限度に支払うとしてはどうか。

Q（飯島）：積立金の支払いは（車両保険に入っている車で）上限を15万円とするのであれば、車両保険に入っていない車にも同様に積立金を支払うようにしてはどうか。

A：一回の山行で複数車を出す場合があるため、車両保険に入っていない車が含まれる場合も、積立金を徴収することとする。

現在の規程では、例会に使用する車は「自動車保険」に入っていることが条件で、「車両保険」は推奨としているため、車両保険に入っていない車も例会に使用できる。であれば、車両保険に入っている・いないに関わらず、積立金の支払いを15万円上限に対応するよう、一部修正する方向で考える。

<その他の質問>

Q（山口恒）：自動車の事故では、人身事故が一番怖い。例会に使用する車が人身事故に対する補償がされないという状況は問題だ。

A：人身事故への補償は自賠責保険で対応され、車所有者は制度的にも自賠責保険には入っているはず。今回の議論に関連するのは、任意保険における車両保険。

Q（南山）：「会は責任を負わないとしているが、それと第4号議案の関係性は？」

A：責任を負わないとしているのは、損害賠償など法的なトラブルから会を守るために文言を入れている。一方で、例会でのマイカー利用が増えているため、会としてはマイカーに関わる問題を放置するのではなく、踏み込んでいきたいと考えている。事故の報告を受け、必要な検討を続けていきたい。例会でのマイカー利用について車所有者が対応しやすいよう、まずは既定の見直しを進めたい。

Q（北島）：例会の集合場所に行くために、自家用車を使う場合は対象となるのか。

A：拠出金の対象とはならない。

**【第3号議案及び第4号議案】一部修正し可決。車両保険に入っていない車も、拠出金の対象とする。**

⇒p.15 第2条“2 適用する車両“を全面削除、第4条1-(1)”修理費実費“を”修理費を15万円を限度とする“を追記。

**第5号議案 42期会計報告、43期予算案**

**第5号議案への質疑応答** なし

**【第5号議案】 原案通り可決**

**第6号議案 役員選出**

**【第6号議案】 原案通り可決**